

熊本市移住支援金交付要綱

制定	令和元年	10月11日	市長決裁
改定	令和2年	3月28日	市長決裁
改定	令和3年	3月31日	市長決裁
改定	令和3年	4月12日	経済観光局経済政策課長決裁
改定	令和3年	5月14日	経済観光局経済政策課長決裁
改定	令和4年	3月31日	市長決裁
改定	令和4年	4月1日	経済観光局経済政策課長決裁
改定	令和4年	8月30日	市長決裁
改定	令和5年	3月31日	市長決裁
改定	令和5年	8月25日	市長決裁
改定	令和5年	10月1日	経済観光局雇用対策課長決裁
改定	令和6年	4月1日	経済観光局雇用対策課長決裁

(趣旨)

第1条 熊本市は、熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略に基づき、熊本市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するために行う地方創生移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から熊本市に移住した者が移住支援金の要件を満たす場合に、予算の範囲内において熊本市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することとする。

移住支援金の交付については、熊本市補助金等交付規則及び熊本県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(支給対象者)

第2条 移住支援金の支給対象者は、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号、第3号、第4号又は第5号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

2人以上の世帯の場合にあっては、次に掲げるア、イ、ウ及びエに該当し、単身の場合にあっては、次に掲げるア、イ及びエに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に關する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 本市に住民票を移して転入（以下「転入」という。）したこと。
- b 令和元年10月16日以降に熊本市に転入したこと。
- c 令和5年6月22日以前に転入した者については、移住支援金の申請時において、本市に転入後3か月以上1年以内であること。令和5年6月23日以降に転入した者については、移住支援金の申請時において、本市に転入後1年以内であること。
- d 熊本市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ 2人以上の世帯に関する要件（2人以上の世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- b 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- c 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年10月16日以降に転入したこと。
- d 申請者が令和5年6月22日以前に転入した場合については、申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において、本市に転入後3か月以上1年以内であること。申請者が令和5年6月23日以降に転入した場合については、申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において、本市に転入後1年以内であること。

エ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと（2人以上の世帯にあっては、世帯員も同様とする。）。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c 申請者又は申請者と同一世帯に属する者が、熊本市転居費等支援金交付要綱で定める熊本市転居費等支援金（以下、「転居費等支援金」という。）の交付を受けていないこと。
- d その他市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（2） 就業に関する要件

一般の場合にあっては、アからキに該当し、内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した場合にあっては、ア及びクからシに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、県が移住支援金の対象として県実施要領に規定するマッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）に掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 令和5年6月22日以前に転入した者については、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて県実施要領に規定する移住支援金対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。令和5年6月23日以降に転入した者については、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて県実施要領に規定する移住支援金対象法人に就業していること。

オ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記イの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

ク 令和5年6月22日以前に転入した者については、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。令和5年6月23日以降に転入した者については、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ケ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

コ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

サ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

シ 令和4年4月1日以降に熊本市に転入した者であって、内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業したこと。

(3) テレワークに関する要件

令和4年4月1日以降に熊本市に転入した者であって、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 起業に関する要件

1年以内に県実施要領に規定する県が行う起業支援事業に係る起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けていること。

(5) 本事業における関係人口に関する要件

令和5年4月1日以降に熊本市に転入した者のうち、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 本市が指定した移住等に関する調査に回答した者であること。

イ 令和5年6月22日以前に転入した者については、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて熊本県内に本店又は支店がある法人に令和5年4月1日以降に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。令和5年6月23日以降に転入した者については、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて熊本県内に本店又は支店がある法人に令和5年4月1日以降に就業していること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

- エ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- オ 勤務地が熊本県内に所在すること。
- カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(移住支援金の額)

第3条 移住支援金の額は、次の各号に掲げる移住者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、移住後において同一世帯に属するものが同一の市町村に対して、移住支援金又は転居費等支援金を複数回申請することはできない。

- (1) 2人以上の世帯の移住者 1,000千円
- (2) 単身の移住者 600千円

2 前項の額に加え、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき1,000千円を加算する。

(移住支援金の交付申請及び実績報告)

第4条 移住支援金の交付を申請しようとする者は、移住支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に移住支援金交付申請書兼実績報告書に関する誓約事項(様式第2号)を添えて次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請期間は毎年度4月1日(熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)から2月末日(休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日)までとする。

- (1) 全ての申請者

ア 写真付き身分証明書(提示により本人確認できる書類)

イ 住民票の除票の写し(移住元での住所地、在住期間(第2条第1号アに該当すること。)を確認できる書類。2人以上の世帯の場合の移住支援金を申請する場合は、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での住所地を確認できる書類。)

ウ 移住先(熊本市)の住民票の写し(2人以上の世帯の場合の移住支援金を申請する場合は、申請者を含む2人以上の世帯員の移住先での住所地を確認できる書類。また、令和4年4月1日以降に18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の世帯員全員分の移住先での住所地を確認できる書類。)

- (2) 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた者(次号に定める者を除く)

東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書又はこれに代わる書類(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

- (3) 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主

ア 法人事業届出済証明書、個人事業開業届出済証明書又はこれらに代わる書類(移住元での在勤地を確認できる書類)

イ 個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できる書類)

- (4) 移住支援金(就業の場合)の申請者

移住先における就業先企業等の就業証明書(雇用形態、応募日等を確認できる書類)(様式第3号)

(5) 移住支援金（テレワークの場合）の申請者

ア 就業先企業等の就業証明書（テレワーク）（自己の意思等を確認できる書類）（様式第3号の2）

(6) 移住支援金（起業の場合）の申請者

起業支援金の交付決定通知書の写し

(7) 移住支援金（関係人口の場合）の申請者

就業先企業等の就業証明書（関係人口）（雇用形態等を確認できる書類）（様式第3号の3）

（交付の決定及び支払）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、当該申請の内容が適当であると認めるときは、予算の範囲内で移住支援金の交付を決定し、移住支援金交付決定兼確定通知書（様式第4号）により通知する。

2 審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合、その理由を付して、移住支援金不交付決定通知書（様式第5号）により通知する。

3 第1項の規定による移住支援金交付決定兼確定通知書の通知を受けた者は、速やかに移住支援金請求書（様式第6号）に振込先の口座情報を確認できる書類（預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る））を添えて、市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の規定による書類を提出した者に対し、移住支援金を支払うものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第6条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により移住支援金交付決定兼確定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定兼確定通知書再交付願（様式第7号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第7条 市長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定兼確定通知書（再交付）（様式第8号）を申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

第8条 市長は、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、当該事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（移住支援金の返還）

第9条 市長は、移住支援金の支給を受けた者が次の各号に定める区分に応じて掲げる要件に該当する場合、当該各号に定める移住支援金の額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、県知事に協議のうえ、市長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 次のアからエまでに該当する場合 全額

ア 虚偽の申請であることや居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満で本市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職（第2条第1項第2号に規定する「就業に関する要件」のみ）を辞した場合

エ 熊本県が過年度に実施した起業支援事業（熊本県が社会的事業の企業を支援し、開業に至った場合に伴走支援を行うとともに一部開業資金に補助を行う事業）に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

（2） 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 半額

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 4月 12日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年5月14日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の熊本市移住支援金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後の本市への移住について適用し、同日前の本市への移住については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の熊本市移住支援金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後の本市への移住について適用し、同日前の本市への移住については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年8月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の熊本市移住支援金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後の本市への移住について適用し、同日前の本市への移住については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月29日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の熊本市移住支援金交付要綱の規定は、令和5年6月23日以後の本市への移住について適用し、同日前の本市への移住については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(様式)

様式第1号	移住支援金交付申請書兼実績報告書
様式第2号	移住支援金交付申請書兼実績報告書に関する誓約事項
様式第3号	就業証明書
様式第3号の2	就業証明書（テレワーク）
様式第3号の3	就業証明書（関係人口）
様式第4号	移住支援金交付決定兼確定通知書
様式第5号	移住支援金不交付決定通知書
様式第6号	移住支援金請求書
様式第7号	移住支援金交付決定兼確定通知書再交付願
様式第8号	移住支援金交付決定兼確定通知書（再交付）

移住支援金交付申請書兼実績報告書

熊本県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）並びに熊本市移住支援金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、移住支援金の交付を申請するとともに、実績を報告します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			和暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 交付申請額・実績報告額 _____ 円（※漢数字不可）

3 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
		テレワーク		関係人口		

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

要綱第2条に定める要件について		A. 満たす		B. 満たさない
様式第2号「移住支援金交付申請書兼実績報告書に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
申請日から5年以上継続して、熊本市に居住し、かつ、就業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（2人以上の世帯の場合は世帯員全てが）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて		A. 該当する		B. 該当しない
（就業・関係人口の場合のみ記載）就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載）熊本市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

5 転出元の住所

住所	〒
----	---

6 （東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴 ※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

7 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先 会社名・部署	
勤務先住所	〒
勤務先へ行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度 / 行くことはない / その他（ ）

8 (関係人口による移住者のみ記載) 関係人口要件

勤務先 会社名・部署	
勤務先住所	〒
要件 (該当する□欄に チェック)	☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて熊本県内に本店又は支店がある法人に就業
	☐ 本市が指定したアンケート調査に回答

9 添付書類（☐欄にチェックを入れてください）

【必ず必要な書類等】

☐	移住支援金交付申請書兼実績報告書に関する誓約事項（様式第2号）
☐	住民票の除票の写し（在住地、在住期間（要綱第2条第1号アに該当すること。）を確認できる書類。2人以上の世帯の場合の移住支援金を申請する場合は、申請者を含む2人以上の世帯員全員分の移住元での在住地を確認できる書類。）
☐	移住先（熊本市）の住民票の写し（2人以上の世帯の場合の移住支援金を申請する場合は、申請者を含む2人以上の世帯員の移住先での在住地を確認できる書類。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の世帯員全員分の移住先での在住地を確認できる書類。） ※転入日が令和5年6月22日以前の場合は、転入後3か月経過した日以降に発行されたものがが必要です。
☐	移住先における就業先企業等の就業証明書（雇用形態、応募日等を確認できる書類）（様式第3号）又は就業先企業等の就業証明書（テレワーク）（自己の意思等を確認できる書類）（様式第3号の2）又は就業先企業等の就業証明書（関係人口）（雇用形態等を確認できる書類）（様式第3号の3）又は県実施要領に基づく起業支援金の交付決定通知書の写し

【場合により必要となる書類】

東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた方（次号に定める者を除く）	
☐	東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書又はこれに代わる書類（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主	
☐	法人事業届出済証明書、個人事業開業届出済証明書又はこれらに代わる書類（移住元での在勤地を確認できる書類）
☐	個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）

【提示書類】

□	写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）
---	---------------------------

＜熊本市使用欄＞

受付日		確認者		管理コード	
-----	--	-----	--	-------	--

移住支援金交付申請書兼実績報告書に伴う誓約事項

- 1 移住支援金に関する報告及び立入調査について、熊本県及び熊本市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 居住地等その他移住支援金に係る要件を確認するため、必要に応じて住民基本台帳等その他関係書類（以下「個人情報の取扱い」に記載のある内容）を確認することに同意します。
- 3 以下の場合には、熊本県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領並びに熊本市移住支援金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - （1）移住支援金の申請に当たって、虚偽の申請であることや居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額
 - （2）移住支援金の申請日から 3 年未満に熊本市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - （3）移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職（要綱第 2 条第 1 項第 2 号に規定する「就業に関する要件」のみ）を辞した場合：全額
 - （4）熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - （5）移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に熊本市以外の市区町村に転出した場合：半額

【個人情報の取扱い】

熊本県及び熊本市は、移住支援金の交付に際して得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の個人情報をいう。以下同じ。）について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

熊本県及び熊本市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

熊本県及び熊本市は、移住支援金に係る要件確認及び返還事由の該当有無の調査のため、就労状況及び居住状況について、就業先の企業に確認する場合があります。

【署名欄】

年 月 日

申請者氏名

年 月 日

熊本市長宛て

所在地
事業者名
代表者名 印
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	
雇用契約 (該当する欄に チェック)	☐ 週20時間以上の無期雇用 ☐ " 以外 () ※「週20時間以上の無期雇用」に該当する場合のみ移住支援金の対象となります。
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係 (該当する欄に チェック) ※マッチングサイト 掲載求人の場合	☐ 3親等以内の親族に該当しない ☐ " に該当する ※「3親等以内の親族に該当しない」場合のみ移住支援金の対象となります。 (プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合は除く)
※プロフェッショナル 人材事業又は先導 的人材マッチング事 業を利用している場 合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業

移住支援金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、熊本県及び熊本市の求めに応じて、熊本県及び熊本市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

熊本市長宛て

所在地
事業者名
代表者名 印
電話番号
担当者

就業証明書（テレワーク）（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	□所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない □所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）である ※「所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない」場合のみ移住支援金の対象となります。
テレワークの状況	□熊本市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行っている □上記以外 ※「熊本市を生活の本拠とし、テレワークにて移住元での業務を引き続き行っている」場合のみ移住支援金の対象となります。
テレワーク交付金	□勤務者に内閣地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない □勤務者に内閣地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしている ※「勤務者に内閣地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない」場合のみ移住支援金の対象となります。

移住支援金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、熊本県及び熊本市の求めに応じて、熊本県及び熊本市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

熊本市長宛て

所在地
事業者名
代表者名 印
電話番号
担当者

就業証明書（関係人口）（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	※勤務先所在地が熊本県内の場合のみ移住支援金の対象となります。
勤務先電話番号	
就業年月日	
雇用形態	
雇用契約 (該当する欄に チェック)	☐ 週20時間以上の無期雇用 ☐ " 以外 () ※「週20時間以上の無期雇用」に該当する場合のみ移住支援金の対象となります。
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係 (該当する欄に チェック)	☐ 3 親等以内の親族に該当しない ☐ " に該当する ※「3 親等以内の親族に該当しない」場合のみ移住支援金の対象となります。
雇用確認	☐ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である ☐ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更である ※「転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である」 場合のみ移住支援金の対象となります。

移住支援金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、熊本県及び熊本市の求めに応じて、熊本県及び熊本市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第 号
年 月 日

様

熊 本 市 長

移住支援金交付決定兼確定通知書

熊本県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）並びに熊本市移住支援金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、次のとおり移住支援金の交付を決定し、確定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 円

（交付の条件）

- 1 熊本市は、県実施要領及び要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の申請であることや居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額
 - ・申請日から3年未満で熊本市から転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職（要綱第2条第1項第2号に規定する「就業に関する要件」のみ）を辞した場合：全額
 - ・県実施要領に基づく起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に熊本市から転出した場合：半額
- 2 熊本市は、前項に掲げる事項のほか、補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがあります。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求します。
- 3 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止する

ことがあります。

4 熊本市は、県実施要領及び要綱の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行う場合があります。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、1に定める返還請求を行う場合があります。

5 【フラット 35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・この通知書は【フラット 35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット 35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対する【フラット 35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

6 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

第 号
年 月 日

様

熊 本 市 長

移住支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました移住支援金について、熊本県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領並びに熊本市移住支援金交付要綱に基づき審査した結果、下記のとおり不交付と決定したので通知します。

記

不交付とした理由

以上

年 月 日

熊本市長宛て

住 所
氏 名
電話番号

移住支援金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定兼確定通知のありました移住支援金について、熊本県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領並びに熊本市移住支援金交付要綱に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 移住支援金交付額 金 円

2 振込先

金 融 機 関 名			
支 店 (所) 名		口座種別	普通 ・ 当座
口 座 番 号			
フ リ ガ ナ			
口 座 名 義 人			

※口座名義は交付申請者本人名義のものに限ります。

3 添付書類

振込先の口座情報を確認できる書類（預金通帳又はキャッシュカードの写し）

管理コード	
-------	--

熊本市長宛て

申請年月日 年 月 日

移住支援金交付決定兼確定通知書再交付願

熊本県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領並びに熊本市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金交付決定兼確定通知書の再交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			和暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 申請情報（わかる範囲でご記入ください）

申請日	年 月 日	管理コード	
-----	-----------------------------	-------	--

3 再交付申請を行う理由

<熊本市使用欄>

受付日		確認者		管理コード	
-----	--	-----	--	-------	--

第 号
年 月 日

様

熊 本 市 長

移住支援金交付決定兼確定通知書（再交付）

熊本県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）並びに熊本市移住支援金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、次のとおり移住支援金の交付を決定し、確定しましたのでお知らせいたします。

なお、本通知は、移住支援金交付決定兼確定通知書の再交付であり、既に移住支援金が支払われている場合、これにより再度移住支援金を支払うものではありません。

移住支援金 円

（交付の条件）

1 熊本市は、県実施要領及び要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

・申請に当たって、虚偽の申請であることや居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額

・申請日から3年未満で熊本市から転出した場合：全額

・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職（要綱第2条第1項第2号に規定する「就業に関する要件」のみ）を辞した場合：全額

・県実施要領に基づく起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額

・申請日から3年以上5年以内に熊本市から転出した場合：半額

2 熊本市は、県実施要領及び要綱の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行う場合があります。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、1に定める返還請求を行う場合があります。

3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・ この通知書は【フラット 35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・ 移住支援金の返還を請求された場合は【フラット 35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・ 移住支援金を受領した方に対する【フラット 35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・ この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・ 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--